



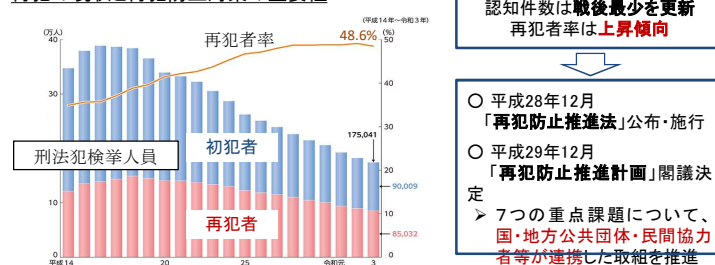
法務省矯正局説明資料

計画期間：令和5年度から令和9年度

Ⅱ 今後取り組んでいく施策

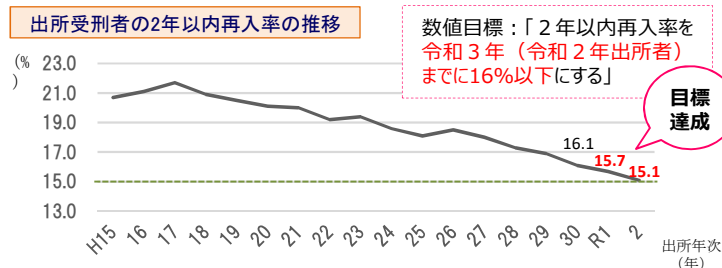
7つの重点課題とその具体的施策

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- **満期釈放者対策の充実強化**
 - 矯正施設在中所での生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- **地方公共団体との連携強化**
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- **民間協力者の活動の促進**
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりを促進



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

- ① 就労・住居の確保
- (1) 就労の確保
- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- 



- ③ 学校等と連携した修学支援
- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討、試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



- ⑥ **地域による包摂の推進**

 - 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

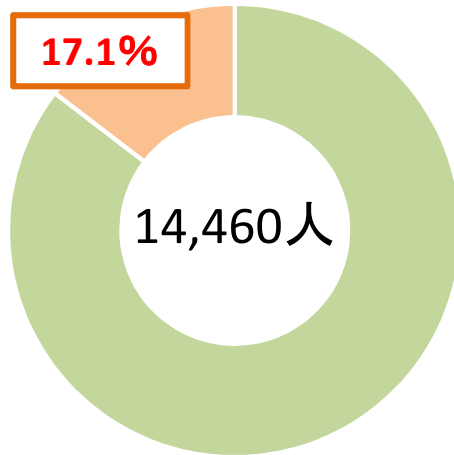
- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

- 7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

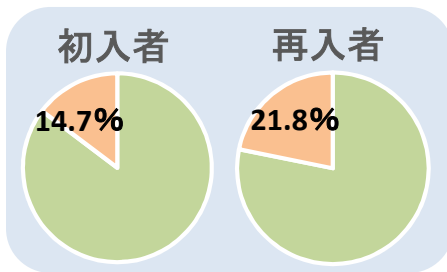
- ① 検査者中の再犯者数及び再犯者率 ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
④ 主な罪名・特定期間2年以内再入率 ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥ 主な罪名・特定期間3年以内再入率
⑦ 保護観察交付(全部)刑執行猶予及び保護観察受入少年の再犯分者数及び再犯率

矯正施設における居住支援の必要性

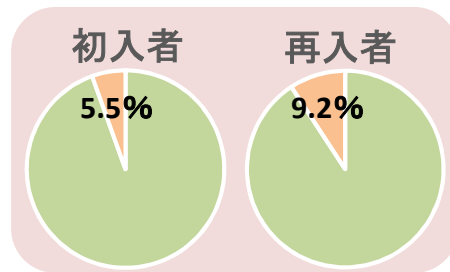
新受刑者のうち住居不定の者の割合(令和4年)^{※1}



男性^{※3}



女性^{※3}

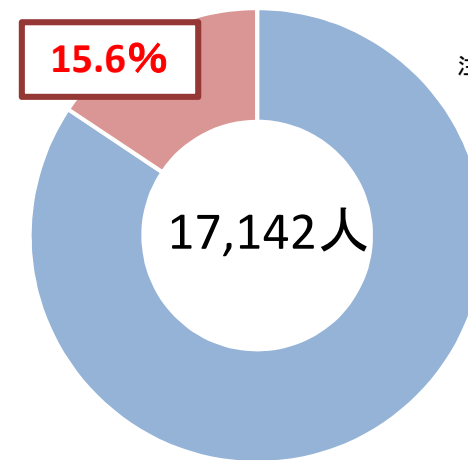


- ・ 新受刑者のうち、約17.1%は住居不定
- ・ 初入者より再入者の方が、また、女性より男性の方が住居不定の割合が高い

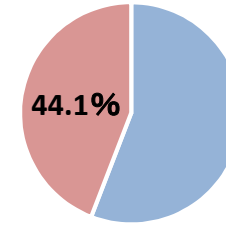
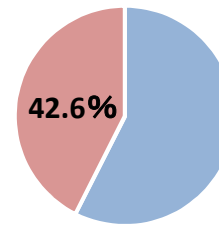
刑務所出所時に帰住先がない者^注の割合^{※2}

(令和4年)

注)「帰住先がない者」とは、
帰住先が不明の者や
暴力団関係者のもとである者
などを含む。



満期釈放者のうち^{※1} 65歳以上の満期釈放者のうち^{※4}
帰住先がない者 帰住先がない者



- ・ 出所者のうち、約15.6%が帰住先なし
- ・ 満期釈放者においては、約42.6%が帰住先なし

帰住先確保のための**居住支援**が重要

(出典)

※1 令和4年矯正統計年報

※2 令和5年版再犯防止推進白書

※3 令和5年版犯罪白書

※4 法務省調査による

刑法等の一部を改正する法律

(令和4年6月13日成立)

令和4年6月
法務省

処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

背景・経緯

◎再犯防止対策の必要性・重要性

再犯防止施策が着実な成果を上げつつある中、安全・安心な社会の実現のためには、より一層の対策が必要・重要

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

- ・ 犯罪をした者等に対する指導及び支援については、その者の特性を踏まえて行う（11条1項）
- ・ 指導につき、被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するよう留意（11条2項）
- ・ 再犯の防止に有効な者につき、社会内で指導を受けられるよう、必要な施策を講ずる（21条）

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

犯罪者処遇の充実のための法整備についての法制審議会の答申を踏まえ、所要の措置を講じる。

○平成29年2月 法制審議会に諮問 ～ 令和2年10月 答申

◎ 拘禁刑の創設 [刑法、刑事収容施設法の改正]

○ 懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

【改正後の刑法12条等】

- | | |
|--|---|
| ・ 懲役は、刑事施設に <u>拘置</u> して <u>所定の作業を行わせる</u> 。 | ・ 拘禁刑は、刑事施設に <u>拘置</u> する。 |
| ・ 禁錮は、刑事施設に <u>拘置</u> する。 | ・ <u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u> 。 |

➤ 現行法上、懲役は、一律に作業を行わせることとされているが、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進

※ 整理法により、他法律の罰則の改正等を行う

◎ 刑の執行猶予制度の拡充等 [刑法、刑事訴訟法、更生保護法等の改正]

- 再度の執行猶予の適用範囲の拡大
- 猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入
- 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

公布後3年以内施行

◎ 施設内・社会内処遇の一層の充実化等 [刑事収容施設法、更生保護法等の改正]

○ 受刑者に対する社会復帰支援

【改正後の刑法106条】

- ・ 刑事施設の長による社会復帰支援（帰住、医療、就業、修学等の支援）を規定
- 刑事施設の長の責務として、より一層の取組を推進

○ 受刑者の資質・環境の調査（処遇調査）における鑑別の活用

【改正後の少鑑法17条1項3号等】

- ・ 刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大
- 若年の受刑者を始めとする個々の受刑者の特性に応じた処遇を推進

○ 被害者等の心情等を踏まえた処遇

【改正後の刑法84条の2、103条、
改正後の更生保護法50、57、65条等】

- ・ 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備
- ・ 被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育を行うことを明確化
- ・ 被害の回復・軽減に努めるよう指示することを保護観察の指導監督の方法に追加
- 罪を犯した者等に、被害の実情等を直視させ、反省・悔悟の情を深めさせる

○ 刑執行終了者等に対する援助 など

【改正後の更生保護法83条の2、85条、88条の2、
88条の3等】

- ・ 更生緊急保護の充実化（対象拡大、期間延長等）
- ・ 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整に関する規定の新設
- ・ 地域住民等からの相談に応じ助言等の援助を実施 等
- 釈放後の安定した生活のための地域における切れ目ない援助等を実施

公布後1年6月以内施行
※再保護観察付執行猶予者の
処遇の特則部分は、
公布後3年以内施行